

# 教 育 委 員 会 会 議

日時 令和2年2月27日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

## < 次 第 >

### 1 開 会

### 2 議 事

議案第4号

さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号

さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号

令和元年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について[非公開案件]

議案第7号

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について[非公開案件]

### 3 閉 会

議案第4号

さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和2年2月27日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

## 別紙

### さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

さいたま市学校運営協議会規則（平成31年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の<u>5</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第4条 委員会は、さいたま市立の学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、法第47条の<u>5</u>第1項ただし書の文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の<u>6</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第4条 委員会は、さいたま市立の学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、法第47条の<u>6</u>第1項ただし書の文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。</p> <p>2～3 [略]</p>

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

### 1 提案理由

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の概要

- ・ 規定の整備（第1条、第4条）
  - ・ 条例で引用している地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項を整備するもの。

（施行期日） 令和2年4月1日

### 3 根拠となる法令

- ・ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）

（施行期日） 令和2年4月1日

（同法第10条において地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正している。）

議案第5号

さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和2年2月27日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則

さいたま市立高等学校通則（平成13年さいたま市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
学科 男・女・共学 生徒定員 名称	全日制の課程			学科 男・女・共学 生徒定員 名称	全日制の課程		
	学科	男・女 共学の 別	生徒定員		学科	男・女 共学の 別	生徒定員
[略]				[略]			
さいたま市立大 宮北高等学校	[略]	[略]	[略]	さいたま市立大 宮北高等学校	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
<u>さいたま市立大 宮西高等学校</u>	<u>普通科</u>	<u>共学</u>	<u>480 人</u>	<u>さいたま市立大 宮西高等学校</u>	<u>普通科</u>	<u>共学</u>	<u>480 人</u>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 提案理由

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例が公布され、令和2年4月1日から施行されることにより、さいたま市立大宮西高等学校が閉校になるため、さいたま市立高等学校通則上の文言の整備を図るものです。

施行期日は、令和2年4月1日です。